

朝鮮商業銀行の特殊整理の結果生じた残余財産
のうち 政府に帰属すべき分配金に係る債権
の処理に関する政令案要綱

朝鮮商業銀行の特殊整理の結果生じた残余財産のうち、同
銀行に対する旧朝鮮総督府特別会計からの出資に係る分配金
を、一般会計に所属するものとして処理することとする。

政令第 号

朝鮮商業銀行の特殊整理の結果生じた残余財産のうち政府に帰属すべき分配金に係る債権の処理に関する政令（案）

内閣は、政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律（昭和二十一年法律第二十一号）第十四条の規定に基き、この政令を制定する。

政府は、朝鮮商業銀行の整理財産（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）第二条第一項第六号に規定する整理財産をいう。）の同令の規定による特殊整理の結果生じた残余財産のうち、同銀行に対する朝鮮^旧総督府特別会計からの出資に対する分配金に係る債権を、一般会計に所属するものとして処理するものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

朝鮮商業銀行の特殊整理の結果生じた残余財産のうち、同銀行に
対する朝鮮総督府特別会計からの出資に対する分配金に係る債権を
一般会計の所屬として処理する必要があるからである。

裏面白紙

参照条文

昭和二十一年法律第二十一号（政府出資特別会計法外）
二十一法令の廃止等に関する法律（昭和二十一年九月十三日）（抄）
第一条 左の法律及び勅令は、これを廃止する。

（一―四）略

朝鮮鉄道用品資金会計法

朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計法

朝鮮食糧管理特別会計法

台湾総督府特別会計法

台湾食糧管理特別会計法

台湾事業用品資金特別会計法

樺太庁特別会計法

南洋庁特別会計法

（十三―二十）略

明治四十三年勅令第四百六号（朝鮮總督府特別会計に関する勅令）

附 則

第十一条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

（二項略）

第十二条 政府出資、官署用品資金、陸軍造兵廠、陸軍製薬廠、海軍工廠資金、海軍火薬廠、海軍燃料廠、朝鮮總督府、朝鮮鉄道用品資金、朝鮮簡易生命保険及郵便年金、朝鮮食糧管理、台湾總督府、台湾食糧管理、台湾事業用品資金、樺太庁、関東局及び南洋庁の各特別会計の昭和十九年度分の歳入歳出の決算並びに昭和二十年年度分の歳入歳出の出納及び決算等については、旧法は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

第十四条 朝鮮總督府、朝鮮鉄道用品資金、朝鮮簡易生命保険及郵便年金、朝鮮食糧管理、台湾總督府、台湾食糧管理、台湾事業用品資金、樺太庁、関東局及び南洋庁の各特別会計の廃止に関して必要とする規定は、勅令でこれを定める。